

- 1 会議名
令和5年度第1回川崎市指定特定非営利活動法人審査会
- 2 開催日時
令和5年10月6日（金）午後1時30分～午後3時30分
- 3 開催場所
川崎市産業振興会館 11階 第6会議室
- 4 出席者氏名
 - (1) 委員
谷本有美子 会長
小倉敬子 委員
小澤裕司 委員
西島朝子 委員
原田晃樹 委員
邊見洋之 委員
 - (2) 事務局
市民文化局長 中村茂（途中参加）
市民文化局コミュニティ推進部長 山崎浩
市民文化局担当部長 和田敏一
市民活動推進課長 大西哲史
同課NPO法人担当課長補佐 川村昌子
同課市民活動支援・相談担当係長 池田秀行
同課職員 中田孔一
- 5 議題
 - 議題1 川崎市の認定・条例指定特定非営利活動法人の現況について
 - 議題2 令和4年8月24日付け「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について（答申）」に対する取組状況について
- 6 公開・非公開の別
議題1：非公開、議題2：公開
- 7 傍聴人
なし
- 8 発言内容
次のとおり

<開会>

（山崎部長）

それでは、皆様お集まりでございますので、ただいまから、令和5年度第1回

川崎市 指定 特定非営利活動法人 審査会を開催いたします。

初めに、半年ぶりの開催となり、4月に人事異動もございましたので、改めて事務局の職員を紹介いたします。

《職員自己紹介》

(山崎部長)

本日は、委員6名全員が出席されていることから、過半数である4名以上となっており、開催要件を満たしておりますので、本審査会が成立していることをご報告いたします。

会議の公開についてですが、本日の議事のうち、「川崎市の認定・条例指定特定非営利活動法人の現況について」は、指定申出法人の内部情報に触れる内容であり、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第2号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」であることから、運営要綱第4条に基づきまして、非公開の取扱いとさせていただきます。

答申に対する取組状況につきましては、指定特定非営利活動法人の審査に関する議事ではございませんので、審査会運営要綱第4条の規定に基づきまして、原則どおり、公開とさせていただきます。

本日は、「川崎市の認定・条例指定特定非営利活動法人の現況」、「答申に対する取組状況」及び「その他」を議題とすることになっております。更新及び新規の申出の法人がありませんので、審査がございません。そのため、諮問答申という形ではありませんが、条例指定事務や所轄庁としての基盤強化等の施策について、委員の皆様から御助言をいただき、今後に生かしていきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず本日の資料の確認をさせていただきます。

(川村課長補佐)

《資料確認》

(山崎部長)

資料の不足等がございましたらお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ここからの進行については、谷本会長をお願いいたします。

(谷本会長)

それでは、議事に移らせていただきますが、冒頭に事務局から話があったように、今回の審査会は法人の申出がなかったということで、法人審査はなく、諮問に対して答申をまとめるための審議というわけではございません。主に支援施策等について御審議いただくこととなりますが、こういう時間はなかなか取れませんので、是非、活発な意見交換をしていただければと思います。

それでは、議題1の「川崎市の認定・条例指定特定非営利活動法人の現況」について、事務局から説明をお願いします。

<議事>

○議題1 川崎市の認定・条例指定特定非営利活動法人の現況について

≪非公開≫

○議題2 令和4年8月24日付け「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について（答申）」に対する取組状況について

(谷本会長)

それでは議題2に移ってまいります。事務局から説明をお願いいたします。

(川村課長補佐)

≪資料に基づき説明≫

(谷本会長)

資料2には答申の概要だけ記載されていますが、お手元のファイルに答申全体もありますので、概要だけでは情報が取り切れないようでしたらそちらを適宜御参照ください。このメンバーの中で前回の答申に関わっていたのは小倉委員と小澤委員と私だけで、他の皆様は答申の段階の議論というのは御存知ないと思いますので、忌憚のない御意見をいただければ結構です。では、事務局から説明のあった内容について、御意見でも御質問でもあれば出していただいて、今後の取組に繋げていっていただきたいと思いますがいかがですか。

(小澤委員)

最後のネットワークのところ「確認中」となっています。そもそも県下政令市はこのようなネットワークを作るということに対して、どのような意識をお持ちなのでしょう。積極的なのか消極的なのか、把握していますか。

(川村課長補佐)

この資料を作成した後に、県と県内政令市の認定・指定担当者会議が開催されました。そこで、そもそも所轄庁の中でそういったネットワークが構築されているかを伺ったところ、構築されていないというお話があったため、本市でも今後どうしていくか悩ましく思っているところです。

(小澤委員)

協力体制を作るにしても、これからの話になってしまうので、すぐにはできないでしょう。

(川村課長補佐)

既存の取組を各所轄庁の方でなさっていて、そこに参加させてもらうことができればそれも良いかと考えていたところです。積極的か消極的かについては伺わなかったのですが、現状やっていないという状況のみお答えいただきました。

(小澤委員)

認定はともかく、条例指定の方は所轄庁側の条件が揃っていないので、ネットワーク化することもなかなか難しいだろうと思います。せめて認定だけでもできれば良いですね。

(西島委員)

神奈川県は、本当に「ゆるやかな」ネットワークをずっと続けていて、何か事業を一緒にやるというようなマッチングでもなく、年に1回、交流会のような顔合わせの場を持ち続けています。全員参加ではなく希望するところのみで、メールマガジンの配信をするとともに、年1回、セミナープラス交流の場というような形でやっていると聞いています。小澤委員のおっしゃるとおり共通項が無いので、人がとても活発に集まるという規模では無いものの、それでもメリットを感じる団体さんが、横のつながりを持ちたいということで参加されている印象を受けています。おそらく横浜市もそのようなゆるやかなつながりを持つという状況だったように思います。

ここで想定するものは、マッチングまでして複数の団体が一つの課題に向けて何かをやっていこうというものではないように思います。

(小倉委員)

たしか答申を作った時には、今おっしゃったような顔の見える関係づくりを

イメージしていたように思います。川崎市には NPO 法人連絡会というものがありますが、これは、認定かどうかは関係ない NPO 法人のネットワークです。認定や指定の法人においても、お互いにどんな団体か知り合い、何かあったら質問し合える顔の見える関係を作れば良いというイメージです。それこそ年に 1 回でも何かのセミナーなどをやって集まり、交流会をするくらいで問題ないと思います。そういう場で顔見知りになっておくことで、その後何か困ったとき等に情報交換ができるきっかけになれば良く、孤立して悩むよりは同じような悩みを持つ法人同士で話し合えるような、そういうレベルから始めるのも良いかと思えます。

市民活動センターでは法人だけではなくすべての団体に関して、大きい規模のごえん楽市と小さい規模のごえんカフェという、継続して集う場を設けています。ごえんカフェというのはコロナの時で 20 団体くらい、多い時は 60 団体くらいが集まり、3 時間程度お互いの情報交換をするというものです。その中に NPO 法人もいますが、条例指定の悩みを話すところではなく、活動の情報交換をしており種類が違うので、NPO 法人だけでやるのか、指定を取ったところだけでやるのか、ターゲットによって全然違うと思えます。

(谷本会長)

先ほどの寄附の呼びかけをどうするのかという話も、県内規模に広がっていかないと、ふるさと納税には負けることになります。かつてはネットワークを持てば課題が解決するような期待もあったのですが、団体の皆さんも忙しいので、ネットワークを持つことによってどういうことが動かせるのか、ある種の連帯の動きにしていかなければならないところがあります。どこがボールを投げるかということは置いておいて、少なからず NPO に対する寄附税制はあるけれども活用されていないということについて「しっかりと社会に対してこれを打ち出していく活動をやりませんか」という呼びかけは必要でしょう。

少なくとも県内の NPO が声をあげて、自治体の方で支援体制があるとするならば、自治体もある程度資金を使って、例えばテレビ神奈川にコマーシャルを打つとか、そういうムーブメントに繋げていく必要があります。単なるネットワークというのは、皆さんそれぞれが忙しいので、オンラインが便利になったとは言いつつも集まれる時間も限られてしまいます。

川崎市には県内でイニシアチブを取って、寄附税制について、寄附の呼びかけ拡大キャンペーンのようなものをしていただけると良いのかなというところで留めておきます。

余談ですが、かつて民主党政権の時に「新しい公共」と言ってかなり交付金が出た関係で、県主導で寄附についての理解を深めるためのキャンペーンをやっ

ていました。当時は交付金が出たということもあり現在とは状況も異なりますが、そういう取組もやっていかないと、寄附についての理解は深まらないのではないのでしょうか。もしかしたらネットワークというのは、ただ集まりを開催するよりも壮大なことを考えていった方が面白いかもしれません。

他に御意見いかがですか。無いようでしたらいったん続けます。

デジタル化支援の取組の検討のところで、寄附の電子マネー、クレジット対応をとということを私の方で御提案した記憶があります。今のところは手つかずという状況ですけれども、国がデジタル化を推進している中で、これに対応する事業で交付金が取れたとか、そういう情報はありますか。詳しい方がいないと進まないと思いますが、川崎市内には NEC も富士通もあるし、プロフェッショナルがたくさんおられる地域でもあります。実際にデジタル化をしている NPO が無いのなら言わないのですが、クレジット対応をできているところもありそこまで難しい話ではないはずですので、先行的にやっている団体からノウハウを学んで、それを情報として NPO にお伝えしていくくらいならできるのではないのでしょうか。せっかくなので、寄附を拡大するといった時に、銀行振込みも手数料がかかるし手間もかかるので、複数の法人が集まればクレジット会社の手数を安くしてもらえとかそういう検討も必要になってくると思います。

(小澤委員)

SNS による情報発信と言うと、もはやクラウドファンディングなのではないのでしょうか。NPO 法人や一般社団法人がクラウドファンディングをやっているケースというのはとても話題になったものも含めて相当あるはずです。寄附控除に直接関わるかというとなかなか難しいところで、できなくはないものかどうかのだろうと思います。一般的なものとしてのクラウドファンディングはあまり聞いたことがないです。

(西島委員)

ホームページに電子決済を入れるとすると、入金された後の事務フローが会計担当者に理解されるまで、きちんと入口から出口まで教えてあげないとわからないと思います。そういうところはまさにプロボノみたいな形で、「手数料を抜いた金額が口座に入るのでここを確認すれば良いですよ」というところまで伴走支援をしてあげることによって、少しやり方が見えてくるような気がします。導入時だけではなく、会計的なものや税金の申告の時どうするのかというところまで説明の必要があるのではないのでしょうか。大雑把なところは説明できるかもしれませんが、その後は個別対応が必要になるので、まさにプロボノが支

援していく領域かと感じます。

(谷本会長)

そういう事業を企画するとしたら市民活動センターになるのですか。

(小倉委員)

プロボノ事業は、今は市が行っていますね。

(大西課長)

プロボノですと、会計的なものはほとんど踏み込んでおらず、エンジニアの方が自分の専門知識を生かして団体に貢献するという取組が多くされています。端的にはホームページを作るとかSNSを組織に導入するといったことが想定されています。今あったようなお話ですと、エンジニア的な知識も持ちつつ、会計的な知識も持ちつつというところが必要になって来るように感じました。

(谷本会長)

どこができるのでしょうか。民間発でなければ無理という話になってしまうと、いつまで経っても誰がやるのかという話になってしまいます。

(邊見委員)

実は銀行がノウハウを持っていると思います。社協でもソフトバンク募金をやっているのですが、希望者に領収書を出す際、個人情報の問題があって、色々な手間がかかります。他都市の社協でもいくつかやっているところがあるのですが、実際は寄附が数万円単位で、「住所やなんだと言うのだったら領収書は結構です」といったやり取りになってしまうこともあると聞いているので、あまり効果的ではないというのが実感です。あとはそもそもある程度の規模が無いと難しいという点があります。国立科学博物館のように、返礼品があつてたくさん興味を持ってくれる人がいれば寄附も集まりやすいのですが、社協を含めてNPO法人にそこまで力があるかというところ少し厳しいかなというのが現状です。

(谷本会長)

ある程度マスの論理というか、寄附が集まらないということですね。個別は難しいかもしれないけれども、例えば大企業の社員さんに一定の時期に寄附をやりませんかと呼びかける時には、ある程度の数が集まります。その時に彼らが現金を持ってやるというよりは、手軽に寄附ができるような仕掛けがあれば、控除

を受ける、受けないということはさておき、寄附文化を広げるということに繋がるのではないのでしょうか。先日も学生たちと話をしていたら、「LINE Pay でやり取りできますか」というようなことを言うくらいなので、若い世代は感覚が全く違います。そういう感覚の人たちが寄附をするという仕掛けを、今後に向けて少しずつ、システム作りというか土壌を作っていくことが必要ではないかと思っています。

(邊見委員)

それは賛成するところです。私どもは地域の方たちに対して、NEC のプロボノクラブさんと一緒にやっています。色々な研修会を行う際に NEC さんの技術を教えてもらっていますが、受講料を払うのに Suica や PayPay 等の電子決済ができないか検討していくと、それぞれ機械が違ったりするため、できるものから少し進めていこうとなっています。同じように色々ところで募金箱ではなくタッチ決済をお願いしたりするようになって、社協でも NEC さんと一緒に勉強させてもらいながら先進的にやっていきたいとは思っているのですが、手間暇と、やった時の手数料がどこまで見合うかということも考える必要があります。

(小倉委員)

うちも講座をオンラインでやることもあって、色々な入金をクレジットでやったりもしているのですが、手数料がかかります。その手数料を払わなければいけないという点はデメリットでしかなく、手間がかかるという現状もあります。先ほどおっしゃったような電子決済で寄附をすることは、少額でも気軽にできるので良いと思います。

また、川崎市が寄附を受ける窓口を作って、その集まったものを配分するような仕組みがあれば良いです。リターンなどは無く気持ちだけで寄附していただくものならできるかもしれません。条例指定等の PST にはならないので、そことは分けてやるしかありません。PST の数を増やす方法と、寄附を増やして還元するやり方というのは、別に考えた方が良いでしょう。

(谷本会長)

PST の対象となる寄附者にならないということですね。そこが今後の運用上の課題になってくるところだと思います。

(小倉委員)

一件いくらだけでそれもありという風にシステムを変えない限りできないで

すね。

(谷本会長)

今すぐではないにしろ条例指定制度そのものをどうするかということですね。

(小倉委員)

将来的に考えるとそうですね。ただ、それが認定と関わっていて、今は指定から認定という流れなので、川崎市の条例で OK にしても認定へ繋がらなくなるのであれば無駄という気がします。

(谷本会長)

個別のことを考えると制度に繋がっていきますね。むしろ具体的にディスカッションをして記録を残しておいた方が、次の制度をどう考えるかとなったときに参考になると思います。今日は自由に意見交換でよろしいと思いますので、お知恵を出していただけるとよろしいかと思います。

他のところでも御意見どうぞ。いかがですか。

(小倉委員)

さきほどの大西課長のプロボノの話について質問です。プロボノで協力したという個人が、それぞれ何ができるのかというカテゴリ分けはしてあるのですか。逆に「法人はこういう人を求めている」ということを受け付けて、プロボノの方に情報を流すようなことはないのですか。

(山崎部長)

プロボノに登録していただく時に、自分はこういうことができるということを出していただいていますので、支援を受けたい団体とマッチングするような仕組みにはなっています。

先ほどもお話に出ましたが、プロボノ部に参加していただいている方は IT 分野や技術者の方が多い傾向はあります。

(小倉委員)

プロボノ部の方は技能を生かしたい方の側からの発信です。逆に NPO 法人の側からこんなことをお願いしたいという発信はされていますか。NPO 法人の方で煩雑に感じている書類作成や会計処理、または広報のサポートをしてくれる方がいれば、条例指定を取得するなり保持する団体が増えることもあると思います。「継続的にこういうことをサポートしてもらえれば認定申請しても良い」

というニーズがわかれば、そういった方を集められるのではないかと思います。将来的にどうお考えですか。今回も条例指定法人数は減っているのですが、その原因を解消できる人がいれば減少しないですね。そういう支援の仕組みがあれば、法人数の減少を止めることができるのではないかと思いますのですが、きめ細かいサポートというのは考えられませんか。今回の理由の部分の部分を放置していたら今後絶対に増えていかない。市としてどのくらい力を入れてやっていくつもりがあるのか知りたいです。そこまで力を入れてでも条例指定をやっていくかということなのです。

(谷本会長)

抜けて行ってしまえばそれはしょうがないというスタンスなのか、計画上も数値目標を出しているから対策を取る考えなのかを聞きたいということですね。いかがでしょうか。

(和田部長)

組織として議論が十分にできているわけではないのですが、谷本会長がおっしゃられたとおりで、どこまで支援をすべきかというのは難しい問題です。現在も税務や労務のアドバイザー派遣や丁寧な説明会を行って、なるべく認定・指定を取ってください、維持してくださいという支援は行っています。それでもやはり法人側にとっては事務負担が大きいところがあって、その辺のギャップをどこまで支援していくのかはこれから検討するところです。まったくやらないという考えを持っているわけではありませんが、どこまでの支援を行っていくかは非常に悩ましい問題かと思えます。

(小倉委員)

今おっしゃった労務支援は金銭が絡んでいますよね。そうでなく、自分の意思で協力できるプラットフォームを作れば、あとは行政が関わらなくても良いと思います。その土壌を作るといえるか、地域の中で社会貢献したい人はたくさんいて、自分の持っているノウハウを還元できれば良いと思う方はいるでしょう。条例指定はかなりハードルが高いので、特化したようなものを作ってまで支援していくことが良いのかどうか、そこまでやらなくていいのか、今ぐらいの支援でできないのであれば取らなくていいというくらいで留めておいていいのか、行政のスタンスを我々も知りたいし、今後の提言にも大きく影響してくるのかと思えます。

(和田部長)

現状でも説明会の中でかなり丁寧な説明をしていますし、個別の法人の相談に対してもおそらく丁寧にやっています、これは神奈川県の特性だと思いません。他の自治体では司法書士にお願いをして認定や指定の書類を作成することがわりとスタンダードな場合もあるという状況があります。あとは確かに、小倉委員のおっしゃるとおり、市民の中でそういうプラットフォームができれば一番理想なのですが、NPO 法人の運営を行えるような事務の部分というのは人材が足りないようで、プロボノ部でも IT 系のスキルのある方や会計のスキルのある方はいるのですが、そういう方は、自身がやる気があれば市民活動そのものをやっています。他の団体や広く市民活動全般に対してスキルを發揮したいというニーズが果たしてどれくらいあるのか、そこは我々も図りかねているというか、きちんと働きかけをしたことはないのです、プロボノ部をやっているのが同じ部内で隣の協働・連携推進課ですので、ニーズの掘り起こしができるのかどうか、まずそこから始める必要があるのかと思っています。

(小倉委員)

現状の中でやれるところは少しでも融通できれば局内でやっていただくのはありがたいです。

(和田部長)

プロボノ部という既存のスキームがありますので、まずはそこでどのくらいできるのかということを確認したいと思います。その上で、市としてどういう風に NPO 支援を行っていくかということは非常に大きなテーマだと考えております。

(小澤委員)

私見であり組織としての意見ではないのですが、税務や会計は素養がある人以外は分からない人ばかりでしょう。

このアドバイザー派遣は東京地方税理士会と川崎市で協定を結んでいるはずですが。その中で、例えば、1年間法人を面倒みるというスキームを構築することはできないかと考えました。月に1度でも税理士が行って中身を整えて指導していけば、その後は自分たちでできるような形になるという気がします。それを協定でどのようにやるのか、費用負担をどうするのか、そこまでの覚悟があるのか等、色々と検討が必要です。協定は毎年更新かと思っていますので、その時にそういうお話もしてみたらどうでしょうか。アドバイザー派遣とプロボノを一緒にするようなものです。

(谷本会長)

丁寧な検討が必要かもしれませんが、事務局で御検討ください。

(原田委員)

昨年の文脈がわからないのですが、今のお話を聞いていると、行政側の目的としては2点あると思います。1つは、課として認定法人を増やすことがミッションであって、そのためには事務処理の負担の問題と、カウント対象の寄附者をどう増やすかというところが問題です。カウント対象になる寄附者はちゃんと毎年寄附してくれる人だとすると、それは法人と何らかの繋がりがある人になるので、不特定多数に広げるのはやはり限界があると感じます。実際、既に色々と努力をされていてもなかなかこれという方策が無いとすると、今の状況では、認定だけにフォーカスして活性化するという事は現実的ではないところもあると思います。

もう1つのアプローチは、寄附文化を広げるとか、セクターとしてのすそ野を広げていくというスタンスで、その中核に認定の仕組みを位置づけると、もう少し色々な広がりが出るかと思いましたが、NPO法人の数自体が微減していますが、その分、一般社団法人は増えていて、今は8万を超えていると思います。今までであればNPO法人を作っていた人が、一般社団とか労働者協同組合に流れていると考えられるので、むしろそういうトレンドを取り込んではどうでしょうか。異なる法人形態であっても、一般社団の非営利型等であれば税制上の優遇措置や税務上の処理はNPO法人と似た部分もあると思いますので、その中で比較検討すると、実はこの認定が手堅くてお得な部分があるとわかるのではないのでしょうか。行政の対応として縦割りになりがちですが、NPOの仕組みを一本化してこの課が窓口になるようなことがあると、認定に直接フォーカスは当たらなくても、全体の中でこの仕組みの良さが浮き彫りになるような気がしました。一般社団や労働者協同組合ではこんなにきめ細かいものはほとんどありません。全体を見通せる組織の在り方は難しいと思うのですが、他の都道府県政令市はやっていないと思うので、それができれば革新的な取組になると思います。

(小倉委員)

今、一般社団と労働者協同組合は確かに増えているのですが、労働者協同組合は去年の秋に正式に法人格が認められたということで、今年の3月にシンポジウムを川崎市でもやりました。経済労働局が主催していたのですが、経済労働局と市民文化局の間に、その時は何の接点も無かったと聞いています。

(中村局長)

私も当日は出席していました。市民文化局も関わっています。

(小倉委員)

最初の打合せの時は、担当者は事前に何の話もしていないと言っていました。ともかく、そちらでは、NPO 法人にこだわらず一般社団や労働者協同組合であれば市民活動団体ももっと法人化できるのではないかという話でした。しかし市民文化局では逆で、NPO 法人という法人格に重きを置きます。市民活動団体も一般社団法人化するところが非常に多くなってきていますし、新しく労働者協同組合でやるところもあります。選択肢が色々あることを知らせるのが良いのではないかということですが、認定や条例指定を広げるのであれば、それがいかに有利かということを示していかない限り、自動的に一般社団等に流れていくかと思います。

(谷本会長)

そのこと自体が望ましくないということですか。

(小倉委員)

市民活動団体にとって法人格は団体の意思でどちらを選んでも良いと思います。市として NPO 法人を増やしていくのであれば、総合的にそちらの方にどう持っていくのかを聞きたいです。

(谷本会長)

本質的な話に入ってきましたが、昨年の答申を出すプロセスにおいても、たしか、指定特定非営利活動法人制度そのものの抜本的な見直しについては審査会においても議論をした経過がありましたが根底は覆さないということになりました。現行制度がある中で、どのように運用を広げていくのか、法人数を増やしていくのかに主眼を置いているということでもありましたので、審査会としてこういう答申になったと私は記憶しています。

本日議論になっているような、労働者協同組合制度や一般社団制度には触れないという前提で昨年度の答申が出ているので、毎年これからも法人数が減っていくと、そもそもこの制度が今の時代になじむのかという議論は絶えず出てくると考えられます。昨年度のタイミングでは少し早いということでその見直しは手をつけなかったのですが、もしかするとこの後、必然的にもう一度議論をするタイミングが来ることを見据えていかないといけないかもしれません。なるべく早くそこに手を付けていかないと、法人数が減ってしまうからどうするのかという小手先の議論に終始してしまうのではないかという懸念がありま

す。

(原田委員)

おっしゃることはよくわかりました。私は今のこのやり方を否定するわけではなく、むしろ労働者協同組合については15年くらい調査しているので思い入れはあるものの、一般社団と比べた場合、少なくとも私の心情的にはNPOの方を上げるべきだと思っています。一般社団のように簡単に少人数でできてしまって、証憑書類の公開義務もないということは市民活動のツールとしては望ましくない感じもするし、本当に公益性があるのかということを証明できません。そうであればもっと丁寧にNPO法人として市民や行政とちゃんと繋がっていく仕掛けを作っていこうと言いたいです。そのためにはウイングをちゃんと広げて、ここに行けば制度の選択ができて、なぜ「NPO法人」で「認定」なのかということを理解してもらうことが大事だと思います。それは本人が意識しないと繋がらないことなので、短期的には大変かもしれませんが、将来的に理解してもらうには行政側のウイングがある程度、比較対照できる部署であることが大事かと思っています。決して否定して言っているつもりではなく、むしろ一般社団がデフォルトになることに危機感を持っています。

(谷本会長)

改めてNPO法人制度の指定特定非営利活動制度そのものの良さを再考するということですね。

(原田委員)

縦割りだと差が見えないですね。

(谷本会長)

そのために一度ウイングを広げる必要があるという御意見だったのかなと思います。

事務局の方は局長がいらっしゃいました。

(中村局長)

遅れての参加となり議論についていけておらず、変な話をしたら申し訳ないのですが、今の原田先生の問題提起も本当に大切だと思っていて、数値目標を立てているのでそこに拘泥してしまうのですが、本当はそれでは良くないという風にずっと思っています。ただ審査会の議論の整理はもちろん必要なのですが、実務上どういう対応をしているかということ、市民活動推進課の窓口カウン

ターに、NPOと一般社団の比較表のようなものは用意してあります。今度労働者協同組合ができましたのでおそらく対応していると思うのですが、その活動のミッションとか持続性とか、何を実現するためにどういう法人格が必要かということは窓口で丁寧に説明をした上で、「できればNPO法人」という話を実務上はしております。労働者協同組合との連携がどこまでできているかは把握できていませんが、最初の目標というのは、より多元的な包括的な支援社会をどう作っていくか、そのためには色々なタイプの市民活動があるべきで、NPO法人にはやはりメリットがあるという前提に立って議論をしていますので、場合によっては一般社団等を選択する場合もあるでしょう。また実際には川崎市内ではワーカーズから労働者協同組合に転換するという動きは色々な壁がありますのでなかなかありませんが、とはいえ、そういう情報を庁内で集約した上で、窓口で丁寧に説明していくということは一つのミッションだと思っています。今日いただいた御意見を踏まえて、実務上でも庁内の連携や丁寧な対応をできるように我々としてもやっていきたいと思っております。

(谷本会長)

ありがとうございます。本日は答申に対する取組状況について報告していただいて、それについて御意見をいただくということが議題になっておりますので、他に何か御意見がありましたらお伺いしますがいかがでしょうか。

《全委員 意見なし》

(谷本会長)

また審査の申請が無い時はこういった議論ができますので、本日は良い時間が作れたのではないかと思います。今日、議題の中で出てきた御意見についてはぜひ事務局の方で前向きに御検討いただいて、また次回フィードバックをしていただければよいかと思います。

○議題3 その他

(谷本会長)

それでは、議題3「その他」に進みたいと思います。事務局から何かありますか。

(川村課長補佐)

念のため用意していた議題ですが、後ほど、今後のスケジュールについて説明させていただきます。その他ございません。

(谷本会長)

はい、では皆様から特に何もなければ、事務局に進行をお戻しいたします。円滑な進行に御協力ありがとうございました。

<閉会>

(山崎部長)

谷本会長、ありがとうございました。最後に事務局から今後のスケジュールについて御案内いたします。

(川村課長補佐)

答申に対する取組状況については、いただいた御意見を踏まえて検討してまいります。

本日の審査会の会議録を作成しますので、案ができ次第、皆様に内容の確認をしていただきたいと思いますと思っております。

次回の審査会の予定ですが、来年1月末を申出期限とする法人の審査となりますが、更新申出の時期に当たっている法人はございません。したがって新規の申出が無ければ、本日と同様の内容が想定されます。先ほど御議論いただいた答申に基づく取組について状況の報告をさせていただきたいと考えております。時期が近付いてまいりましたら日程の調整のお願いをさせていただきます。例年のイメージですと3月中旬から下旬を予定しております。お忙しい時期とは存じますが御協力をお願いしたいと思います。

(山崎部長)

今の内容について何か御質問等ございますか。

(谷本会長)

先ほども申しあげましたけれども、少しウイングを広げてというお話もありましたので、今後の制度をどう考えていくか、半年ほど時間がございますので、事務局の方で御検討をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(山崎部長)

それでは最後に中村市民文化局長から御挨拶です。

(中村局長)

本日の問題提起についてはきちんと受け止めていかなければならないと思

ます。NPO 漸減の時代の中で、NPO 法なり法人なりの役割そのものが、市民社会側が大きく変容している中で問われていると思いますし、当然行政がやるべきことも変わらなければいけない時期だと思っています。広い視野で議論をしなければいけませんし、次回の審査会までに鋭意検討して臨んでまいります。この審査会が NPO 法人にとってはキーになる審査会ですので、引き続き色々な御意見をいただきながら、私たちもそれについていけるようにしたいと思います。本日は長時間ありがとうございました。

(山崎部長)

長時間にわたるご審議、意見交換等、誠にありがとうございました。

それでは、令和 5 年度第 1 回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を閉会いたします。

以上